

第3四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第3四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社ラクーン

(E05563)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
【株式の総数】	9
【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	10
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	16
(4) 【ライツプランの内容】	16
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	16
(6) 【大株主の状況】	16
(7) 【議決権の状況】	16
【発行済株式】	16
【自己株式等】	16
2 【株価の推移】	17
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
(1) 【四半期連結貸借対照表】	19
【当第3四半期連結会計期間末】	19
【前事業年度末】	21
(2) 【四半期連結損益計算書】	23

【前第3四半期累計期間】	23
【当第3四半期連結累計期間】	24
【前第3四半期会計期間】	25
【当第3四半期連結会計期間】	26
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	27
【前第3四半期累計期間】	27
【当第3四半期連結累計期間】	28
【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	29
【表示方法の変更】	29
【簡便な会計処理】	30
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	30
【追加情報】	31
【注記事項】	33
【セグメント情報】	37
2 【その他】	42
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	43
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月11日
【四半期会計期間】	第15期第3四半期（自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1711
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第3四半期 累計期間	第15期 第3四半期連結 累計期間	第14期 第3四半期 会計期間	第15期 第3四半期連結 会計期間	第14期
会計期間	自平成21年 5月1日 至平成22年 1月31日	自平成22年 5月1日 至平成23年 1月31日	自平成21年 11月1日 至平成22年 1月31日	自平成22年 11月1日 至平成23年 1月31日	自平成21年 5月1日 至平成22年 4月30日
売上高（千円）	5,656,431	5,973,468	1,931,993	2,133,642	7,642,670
経常利益（千円）	76,747	91,244	15,543	37,760	102,138
四半期（当期）純利益（千円）	76,788	82,583	15,359	33,123	108,150
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	-	-	-	-	-
資本金（千円）	-	-	744,900	744,900	744,900
発行済株式総数（株）	-	-	9,081	9,081	9,081
純資産額（千円）	-	-	949,356	1,047,772	981,414
総資産額（千円）	-	-	1,606,427	2,242,441	1,999,725
1株当たり純資産額（円）	-	-	104,543.20	115,380.77	108,073.37
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	8,455.95	9,094.08	1,691.34	3,647.60	11,909.51
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（円）	-	-	-	-	1,600.00
自己資本比率（％）	-	-	59.1	46.7	49.1
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	91,614	2,789	-	-	111,309
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	54,016	148,867	-	-	76,975
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	83,867	206,627	-	-	118,338
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	-	-	557,825	811,736	756,767
従業員数（人）	-	-	87	96	90

（注）1．前第3四半期累計期間、前第3四半期会計期間及び前事業年度は四半期連結財務諸表及び連結財務諸表を作成していないため、前第3四半期連結累計期間、前第3四半期連結会計期間及び前連結会計年度に代えて前第3四半期累計期間、前第3四半期会計期間及び前事業年度について記載しております。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社は、売掛保証事業の株式会社トラスト＆グロースの株式の100%を取得し、同社を連結子会社と致しました。これに伴い、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社1社となりました。

当社では、「スーパーデリバリー」の運営を通じて、会員小売店と出展企業の間における決済に関与していく中で、中小企業間の決済機能の果たす役割の大きさやニーズに高さを認識し、中小企業間決済を当社の新たな事業ドメインとすることを検討してまいりました。そのため、売掛保証事業を行っている株式会社トラスト＆グロースの株式の100%を取得し、同社を連結子会社といたしました。同社を子会社としてグループ化したことで、これまでアウトソーシングしていた取引先に対する与信管理機能を内部に取り込むことが可能になりました。これにより、中小企業間決済事業を推進する上での重要なノウハウを当社グループとして取得し、中小企業間決済を当社の新たな事業ドメインとして事業展開を図る体制が構築できたと認識しております。

この結果、平成23年1月末日現在では、当社グループは、当社、子会社1社により構成されることとなり、EC事業、売掛保証事業の2部門に係る事業を営むこととなりました。

また、当第3四半期連結会計期間から報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1．四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有権割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社トラスト＆グロース	東京都中央区	50,000	売掛保証事業	100	売掛債権の保証サービスを利用 役員兼任4名 (うち当社従業員1名)

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年1月31日現在

従業員数(人)	96 (19)
---------	---------

(注) 1．従業員数は就業人員であります。

2．従業員数欄の()外数は、臨時雇用者（パートタイマーを含みます。）の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年1月31日現在

従業員数(人)	90 (19)
---------	---------

(注) 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

2．従業員数欄の()外数は、臨時雇用者（パートタイマーを含みます。）の当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は「EC事業」において、アパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から売上までの期間が短期間のため記載を省略しております。

また、「売掛保証事業」において、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	前年同四半期比(%)
EC事業 (千円)	2,121,106	-
売掛保証事業 (千円)	12,536	-
合計(千円)	2,133,642	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期比較は行っておりません。

EC事業の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

売上種類別	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	前年同四半期比(%)
商品売上 (千円)	1,972,221	111.0
会員小売店向け売上(会費) (千円)	62,084	97.1
出展企業向け売上(基本料等) (千円)	86,800	95.6
合計(千円)	2,121,106	109.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスク及び前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) EC事業

会員小売店に対する売上債権の管理について

「スーパーデリバリー」において商品を販売する会員小売店は比較的小規模で与信リスクの高い小売店が多いため、会員小売店に対する与信管理（売掛金の貸し倒れリスクの管理）が重要になります。「スーパーデリバリー」では、会員小売店からの代金回収方法としては、当社への支払いにつき一定額までの保証を受けた掛売り取引の他、信販もしくはクレジット、代金引換便を利用した回収方法を用いることで、代金回収の確実化を図っております。しかしながら、信販会社、クレジット会社との契約変更や解約があった場合、会員小売店に対する与信管理が十分に行えないといった事象が発生し、当該事業及び当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、保証を受けた掛売り取引については、株式会社トラスト＆グロースに保証を依頼しております。当社グループでは、株式会社トラスト＆グロースは中小企業決済に関する与信管理のノウハウを十分持っていると認識しておりますが、想定以上の保証履行が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 売掛保証事業

収益構造について

売掛保証事業は、顧客である事業会社から徴収する保証料売上高と計上し、保証を引き受けた結果、発生するコスト（保証履行や貸倒等の費用）を差し引いた金額が売上総利益となっております。一方、売掛保証事業は保証履行が増加するような景気が悪化する経済環境において、顧客の保証ニーズも高まります。こうしたことから、当社グループでは、売掛保証事業は、保証残高を積み上げるとともに、保証履行を抑制することがビジネスモデル上、重要であると考えております。

そのため、株式会社トラスト＆グロースでは、日々の営業活動を積極的に行うことで保証残高を積み上げることに尽力する一方で、保証履行を最小限にするために、保証先企業の審査基準について、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々々の経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めております。また、事業会社から徴収する保証料についても、同様に反映させ、随時見直しを行っております。しかしながら、想定する以上に保証履行が発生した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

子会社である株式会社トラスト＆グロースの提供している売掛保証事業は、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証額を支払うサービスであります。株式会社トラスト＆グロースでは、サービス開始以来、特に中小規模に対する売掛保証を強みとしたサービスの提供により、他社との差別化を図ってまいりました。また、商品を、保証依頼企業を数社単位で引き受け、保証金額枠、保証先数、保証月数によって月額保証料を決定するものから、保証依頼企業を設定せずに、保証契約企業の取引全体に対して保証を行うものまで、各種取り揃えることで事業会社に利用されやすい環境に努めております。

しかしながら、同様に事業会社向けに売掛債権保証を行う競合企業や類似した債権保証に係るサービスを提供する競合企業が存在しており、これらの企業及び今後新たに参入する企業との競合が激化した場合、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

法的規制について

売掛債権の保証事業は、「保険業法」上の保険業、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の債権管理回収業、「金融商品取引法」上の金融商品取引業、及び「貸金業法」上の貸金業のいずれにも該当せず、監督官庁は存在いたしません。従って、いわゆる業法上の法的規制の対象とはなっておりません。しかしながら、今後新たな法律の制定や現行法の解釈に変化があった場合には、売掛債権の保証事業が法的規制の対象となる可能性があり、その場合、事業の継続に支障をきたし、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

（株式取得による会社等の買収）

当社は、平成22年11月17日開催の取締役会において、NISリース株式会社が会社分割（新設分割）によって設立した株式会社トラスト＆グロースの株式の100%を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、平成22年11月30日に同社の株式の100%を取得いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間における我が国経済は、中国を中心とした新興国の需要拡大を背景に一部の業種で企業業績の改善が見られましたが、依然として所得水準や雇用情勢は厳しい状況にあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は、「中期経営戦略総括及び平成23年4月期以降の経営方針に関するお知らせ」（平成22年6月4日公表）で公表いたしましたとおり、当期から「中期経営戦略」（前事業年度末で終了）以降の第2ステージと位置付け、持続的な成長に向け、会員小売店及び出展企業の「質の向上」を図ることで、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでおります。

一方で、平成22年11月30日付で、株式会社トラスト＆グロースの株式の100%を取得し、子会社化いたしました。株式会社トラスト＆グロースは、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。同社を子会社化し、これまで同社にアウトソーシングしていた取引先に対する与信管理機能を内部に取り込むことは、中小企業間決済事業を推進する上での重要なノウハウを当社グループとして取得したことを意味し、中小企業間決済を当社の新たな事業ドメインとして事業展開を図るための体制の基礎が構築できたと考えております。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,133,642千円、営業利益は41,915千円、経常利益は37,760千円、四半期純利益は33,123千円になりました。（なお、当第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年第3四半期会計期間との対比は行っておりません。）

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

EC事業

当事業におきましては、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでおります。この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。

「会員小売店」につきましては、6月より審査基準の引き上げを段階的に実施いたしました。審査基準引き上げに伴い、新規の会員小売店数が以前と比べ減少して推移している影響で、全体的な購入客数が伸び悩んでおります。しかしながら、一方で、引き上げ後に獲得した会員小売店の購入率、客単価、継続率（無料お試し期間から有料会員への移行率）は、それ以前に獲得した会員小売店と比べ向上しております。現状、審査基準引き上げ後に獲得した会員小売店の「スーパーデリバリー」全体に対する占有率は非常に低いことから、全体的な数値へのインパクトには時間が必要との認識ですが、客単価が緩やかな増加傾向になる等、良い傾向が出てきました。

また、「出展企業」につきましても、前事業年度より引き続き審査基準を引き上げ、より「小売店のニーズに適合した質の高い企業」に絞って出展させることに加え、当社からも積極的な営業をかけ、「スーパーデリバリー」全体の「ブランド価値」向上に資する企業を誘致することに努めております。この結果、直近に出展した出展企業の商品売上高は向上傾向にあります。この他、個性豊かな商品のプロデュースにより、出品商品やスーパーデリバリーのマーケットの差別化を推進している「ZEROICHI PROJECT」を、拡大リニューアルし、今まで商品が少ない為に参加が難しかったブランドやクリエイターも出品可能な「ZEROICHI SHOP」をオープンし、個性豊かな商品の拡充に努めております。

この結果、EC事業の売上高は2,121,106千円（前年同期比109.8%）、セグメント利益は23,894千円となりました。

なお、当第3四半期会計期間末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数28,879店舗（前期末比508店舗増）、出展企業数988社（前期末比46社減）、商材掲載数265,142点（前期末比1,394点減）となりました。

売掛保証事業

平成22年11月30日付で、株式会社トラスト＆グロースの株式の100%を取得し、子会社化したことで、当第3四半期連結会計期間より、売掛保証事業を開始しております。当事業は、前述したとおり、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。

この結果、売掛保証事業の売上高は24,618千円、セグメント利益は7,199千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、811,736千円になりました。（なお、当第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年第3四半期会計期間との対比は行っておりません。）

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動による資金の減少は6,608千円になりました。この主な要因は税金等調整前四半期純利益が37,307千円計上されたものの、仕入債務が99,881千円減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は107,739千円になりました。この主な要因はソフトウェア開発及びソフトウェアの購入による無形固定資産の取得のための支出が12,522千円と子会社株式の取得による支出が95,216千円発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動による資金の増加は168,039千円になりました。この主な要因は長期借入金の返済による支出が30,961千円発生した一方で、短期借入れによる収入100,000千円、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入99,000千円が発生したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、次のとおりであります。

審査精度の向上

売掛保証事業の成長には、営業力を強化して保証残高を積み上げていく一方で、保証履行を抑制し利益を確保していくことが重要であると考えております。

保証履行を抑制するには、引き受ける保証先企業の審査精度の向上が必須であります。そのため、当社グループでは従来より、保証先企業の審査基準について、設立当初から現在までにおける保証履行実績とその時々を経済情勢を反映させて、極度に損害率が悪化しないように努めておりますが、今後、ますます審査精度を向上させ、利益の生みやすい環境へ体質の改善を図る方針です。

利益の安定性

売掛保証事業は、まだまだ事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の積み上げも小さく、売上高である保証料収入も少額であるため、1件あたりの保証履行の発生が利益に与えるインパクトが大きく、利益のボラティリティが高くなっております。そのため、株式会社トラスト＆グロースでは、保証先企業の審査基準を随時見直しを行うことで、保証履行の発生を抑えるように努める一方で、積極的な営業活動により保証残高を積み上げ、保証料収入を増加させることで、保証履行発生のインパクトを縮小させて、利益の安定性を図る方針です。

グループ連携によるシナジー効果の向上

当社グループは、EC事業と売掛保証事業を展開しております。2つの事業は中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供しており、ターゲットも重なっていることから、グループで緊密に連携を行うことで、様々なシナジー効果が期待できると考えております。また、本社のリソース（「スーパーデリバリーの顧客（会員小売店・出展企業）のネットワークおよびIT技術」）を子会社へ投入することで、子会社の成長を加速させることが出来ると考えております。そのため、当社グループでは、グループ連携を緊密に行うことで、グループ全体の事業規模拡大を図る方針です。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,784
計	20,784

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年3月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,081	9,081	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	9,081	9,081	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成16年 7月30日定時株主総会決議

区分	第 3 四半期会計期間末現在 (平成23年 1月31日)
新株予約権の数(個)	484
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	484
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1(注)4	196,612
新株予約権の行使期間	自 平成18年 9月 1 日 至 平成26年 7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 196,612 資本組入額 98,306
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 . 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2 . 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3 . 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4 . 平成22年11月17日開催の取締役会の決議により、平成22年12月6日を払込期日とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は200,000円から196,612円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は100,000円から98,306円に調整しております。

- 5 . 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年 1月31日)
新株予約権の数(個)	76
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	76
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1(注)4	196,612
新株予約権の行使期間	自 平成19年 9月 1日 至 平成27年 7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 196,612 資本組入額 98,306
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは会社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当該会社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、会社または会社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、会社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 平成22年11月17日開催の取締役会の決議により、平成22年12月6日を払込期日とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しております。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は200,000円から196,612円に、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額」は100,000円から98,306円に調整しております。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成22年11月17日取締役会決議

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成23年1月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	99,000
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	660
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	3,000,000
新株予約権の行使期間(注)3	自 平成22年12月6日 至 平成27年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 150,000 資本組入額 75,000
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	(注)2(1)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。1株未満の端数を生じた場合は現金より精算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額は、当初金15万円とする。ただし、転換価額は下記～に定めるところにより調整されることがある。

転換価額の調整

本新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

転換価額が調整される場合

- 1) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合
- 2) 株式の分割により普通株式を発行する場合
- 3) 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権、その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券の発行又は付与する場合
- 4) 当社は、本項(2)に掲げた事由によるほか、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う
 - 1) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき
 - 2) 本号)のほか、当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき
 - 3) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

3. 新株予約権を行使できない期間

本新株予約権付社債の買入償却がなされる場合、本新株予約権付社債が償却される時以降

本新株予約権付社債の繰上償還がなされる場合、所定の償還請求書が元金支払場所に提出された時以降

本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合、期限の利益の喪失時以降

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の一部行使はできないものとする

6. 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、当社は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記 ~ の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)2(2)と同様の調整に服する。

)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

)その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。

承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件

(注)5に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

その他

承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権者は、本新株予約権付社債についての社債を承継新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、本新株予約権付社債についての社債と同様の承継会社等が発行する社債に付された承継新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権者に対し、本新株予約権及び本新株予約権付社債についての社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年11月1日～ 平成23年1月31日	-	9,081	-	744,900	-	101,316

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、株式会社フロックスから平成23年1月7日付の変更報告書の写しの送付があり、平成23年1月7日現在で399株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、株式会社フロックスの変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	株式会社フロックス
住所	静岡県静岡市駿河区南町10番5号
保有株券等の数	株式 399株
株券等保有割合	4.39%

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,081	9,081	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	9,081	-	-
総株主の議決権	-	9,081	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月
最高（円）	200,000	185,000	158,900	146,000	126,000	113,000	157,500	162,900	149,900
最低（円）	160,000	157,000	145,200	118,000	110,300	98,200	101,100	125,200	129,900

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役員の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役経営戦略担当副社長	取締役経営戦略担当副社長 兼事業企画部長	石井 俊之	平成22年12月 1 日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(3) 前第3四半期会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年5月1日から平成22年1月31日まで)は四半期連結財務諸表を作成していないため、前第3四半期連結会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期連結損益計算書、前第3四半期連結累計期間(平成21年5月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第3四半期会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期損益計算書、前第3四半期累計期間(平成21年5月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を記載しております。また、前連結会計年度末(平成22年4月30日)の要約連結貸借対照表に代えて、前事業年度末(平成22年4月30日)の要約貸借対照表を記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年11月1日から平成22年1月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年5月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年11月1日から平成23年1月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年5月1日から平成23年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】
【当第3四半期連結会計期間末】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成23年1月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	823,043
売掛金	977,548
求償債権	27,730
繰延税金資産	46,161
その他	23,259
貸倒引当金	15,928
流動資産合計	1,881,816

固定資産

有形固定資産

建物	18,394
減価償却累計額	9,459
建物(純額)	8,935
車両運搬具	1,419
減価償却累計額	1,214
車両運搬具(純額)	205
工具、器具及び備品	15,112
減価償却累計額	12,705
工具、器具及び備品(純額)	2,406
有形固定資産合計	11,547

無形固定資産

ソフトウェア	168,874
ソフトウェア仮勘定	13,777
のれん	95,580
その他	1,224
無形固定資産合計	279,457

投資その他の資産

投資有価証券	10,669
敷金及び保証金	56,719
長期前払費用	568
繰延税金資産	1,601
その他	62
投資その他の資産合計	69,621

固定資産合計

360,625

資産合計

2,242,441

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末
(平成23年1月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	540,507
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	104,724
未払金	60,266
未払費用	17,558
未払配当金	634
未払法人税等	6,553
保証履行引当金	20,930
賞与引当金	10,401
販売促進引当金	19,410
その他	53,431
流動負債合計	934,417

固定負債

転換社債型新株予約権付社債	99,000
長期借入金	158,739
資産除去債務	2,512
固定負債合計	260,251

負債合計

1,194,668

純資産の部

株主資本

資本金	744,900
資本剰余金	132,372
利益剰余金	176,204
株主資本合計	1,053,476

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	5,703
評価・換算差額等合計	5,703

純資産合計

1,047,772

負債純資産合計

2,242,441

前事業年度末に係る
要約貸借対照表
(平成22年4月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	767,104
売掛金	935,282
貯蔵品	257
繰延税金資産	30,950
その他	17,972
貸倒引当金	2,980
流動資産合計	1,748,588

固定資産

有形固定資産

建物	17,033
減価償却累計額	8,078
建物（純額）	8,954
車両運搬具	1,419
減価償却累計額	598
車両運搬具（純額）	821
工具、器具及び備品	14,887
減価償却累計額	11,743
工具、器具及び備品（純額）	3,143
有形固定資産合計	12,919

無形固定資産

ソフトウェア	135,859
ソフトウェア仮勘定	29,917
その他	592
無形固定資産合計	166,369

投資その他の資産

投資有価証券	12,364
敷金及び保証金	56,719
長期前払費用	1,099
繰延税金資産	1,601
その他	62
投資その他の資産合計	71,848

固定資産合計

251,137

資産合計

1,999,725

(単位：千円)

前事業年度末に係る
要約貸借対照表
(平成22年4月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	662,384
1年内返済予定の長期借入金	79,784
未払金	42,060
未払費用	12,897
未払配当金	301
未払法人税等	2,190
賞与引当金	15,881
販売促進引当金	17,190
その他	24,098
流動負債合計	856,789

固定負債

長期借入金	161,522
固定負債合計	161,522

負債合計

1,018,311

純資産の部

株主資本

資本金	744,900
資本剰余金	132,372
利益剰余金	108,150
株主資本合計	985,422

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	4,008
評価・換算差額等合計	4,008

純資産合計

981,414

負債純資産合計

1,999,725

(2) 【四半期連結損益計算書】
【前第 3 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 1 月31日)
売上高	5,656,431
売上原価	4,701,509
売上総利益	954,921
販売費及び一般管理費	878,306
営業利益	76,614
営業外収益	
受取利息及び配当金	988
その他	318
営業外収益合計	1,307
営業外費用	
支払利息	906
社債利息	267
その他	0
営業外費用合計	1,174
経常利益	76,747
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,510
特別利益合計	1,510
特別損失	
固定資産除却損	1,072
特別損失合計	1,072
税引前四半期純利益	77,186
法人税、住民税及び事業税	397
法人税等合計	397
四半期純利益	76,788

【当第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
売上高	5,973,468
売上原価	4,984,166
売上総利益	989,301
販売費及び一般管理費	892,322
営業利益	96,979
営業外収益	
受取利息及び配当金	977
その他	175
営業外収益合計	1,153
営業外費用	
支払利息	3,799
社債利息	1,139
社債発行費	1,933
その他	17
営業外費用合計	6,888
経常利益	91,244
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,119
事務所移転費用	453
特別損失合計	1,572
税金等調整前四半期純利益	89,672
法人税等	5,328
過年度法人税等	1,760
少数株主損益調整前四半期純利益	82,583
四半期純利益	82,583

【前第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)
売上高	1,931,993
売上原価	1,606,129
売上総利益	325,863
販売費及び一般管理費	310,413
営業利益	15,449
営業外収益	
受取利息及び配当金	284
その他	41
営業外収益合計	326
営業外費用	
支払利息	177
社債利息	54
その他	0
営業外費用合計	232
経常利益	15,543
特別損失	
固定資産除却損	51
特別損失合計	51
税引前四半期純利益	15,491
法人税、住民税及び事業税	132
法人税等合計	132
四半期純利益	15,359

【当第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
売上高	2,133,642
売上原価	1,788,535
売上総利益	345,106
販売費及び一般管理費	303,191
営業利益	41,915
営業外収益	
受取利息及び配当金	272
その他	110
営業外収益合計	382
営業外費用	
支払利息	1,464
社債利息	1,139
社債発行費	1,933
その他	0
営業外費用合計	4,537
経常利益	37,760
特別損失	
事務所移転費用	453
特別損失合計	453
税金等調整前四半期純利益	37,307
法人税等	4,183
少数株主損益調整前四半期純利益	33,123
四半期純利益	33,123

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】
【前第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成22年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	77,186
減価償却費	31,590
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1,647
受取利息及び受取配当金	988
支払利息及び社債利息	1,174
固定資産除却損	1,072
売上債権の増減額 (は増加)	70,839
たな卸資産の増減額 (は増加)	39
仕入債務の増減額 (は減少)	69,019
前受金の増減額 (は減少)	1,986
前渡金の増減額 (は増加)	1,832
未払消費税等の増減額 (は減少)	9,018
その他	10,622
小計	94,055
利息及び配当金の受取額	988
利息の支払額	1,139
法人税等の支払額	2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	91,614
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,419
無形固定資産の取得による支出	53,280
長期前払費用の取得による支出	190
敷金及び保証金の回収による収入	1,000
敷金及び保証金の差入による支出	126
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,016
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	29,000
長期借入金の返済による支出	25,200
社債の償還による支出	16,500
配当金の支払額	13,167
財務活動によるキャッシュ・フロー	83,867
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	46,269
現金及び現金同等物の期首残高	604,094
現金及び現金同等物の四半期末残高	557,825

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	89,672
減価償却費	41,758
貸倒引当金の増減額（は減少）	9,031
保証履行引当金増減額（は減少）	4,574
受取利息及び受取配当金	977
支払利息及び社債利息	4,938
移転費用	453
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,119
売上債権の増減額（は増加）	5,330
求償債権の増減額（は増加）	2,241
たな卸資産の増減額（は増加）	29
仕入債務の増減額（は減少）	121,877
前受金の増減額（は減少）	6,729
前渡金の増減額（は増加）	625
未払消費税等の増減額（は減少）	2,152
その他	26,756
小計	2,829
利息及び配当金の受取額	977
利息の支払額	3,886
移転費用の支払額	420
法人税等の支払額	2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,789
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	225
無形固定資産の取得による支出	53,426
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	95,216
投資活動によるキャッシュ・フロー	148,867
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	100,000
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	77,843
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	99,000
配当金の支払額	14,529
財務活動によるキャッシュ・フロー	206,627
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	54,969
現金及び現金同等物の期首残高	756,767
現金及び現金同等物の四半期末残高	811,736

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間において、株式取得により株式会社トラスト&グロースを連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 1社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益が203千円減少し、税金等調整前四半期純利益が1,322千円減少しております。また当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,480千円であります。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第3四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判定については、前会計年度末以降に経営環境等、かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合は、前会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前会計年度末以降に経営環境等、又は一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合は、前会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
税金費用の計算	連結子会社の税金費用については、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当社は、当第3四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。四半期連結財務諸表作成のための重要な事項は、以下のとおりです。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社トラスト&グロース
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。
3. 連結子会社の四半期決算日等に関する事項	連結子会社である株式会社トラスト&グロースの決算日は3月31日であります。四半期連結財務諸表の作成にあたり、12月31日現在の財務諸表を使用しています。 なお、四半期連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他の有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております) たな卸資産 貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物..... 3～15年 車両運搬具..... 2年 工具、器具及び備品..... 5～6年 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 長期前払費用 定額法

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 保証履行引当金 保証債務の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率より回収不能見込額を計上しております。 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当第3四半期連結会計期間の対応分を計上しております。 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当第3四半期連結会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 (4) その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関連する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。
6. のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。
7. 四半期連結キャッシュフロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期連結損益計算書関係）

前第3四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成22年1月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	263,811千円
賞与	24,390千円
賞与引当金繰入額	7,307千円
貸倒引当金繰入額	3,158千円
[追加情報]	
前事業年度にオンライン激安問屋事業を廃止し、組織体制の変更を行っております。この結果、アルバイト人員が減少し、雑給として処理しておりましたアルバイト人件費の重要性が減少しております。	
そのため、第1四半期会計期間より給与手当にアルバイト人件費を含め表示しております。	
なお、前第3四半期累計期間の給与手当にアルバイト人件費を含めると、244,121千円となります。	

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	293,446千円
賞与	24,085千円
賞与引当金繰入額	7,066千円
貸倒引当金繰入額	9,031千円

前第3四半期会計期間
(自 平成21年11月1日
至 平成22年1月31日)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当	91,734千円
賞与	3,809千円
賞与引当金繰入額	7,307千円
販売促進引当金繰入額	10千円
貸倒引当金繰入額	1,567千円

[追加情報]

前事業年度にオンライン激安問屋事業を廃止し、組織体制の変更を行っております。この結果、アルバイト人員が減少し、雑給として処理しておりましたアルバイト人件費の重要性が減少しております。

そのため、第1四半期会計期間より給与手当にアルバイト人件費を含め表示しております。

なお、前第3四半期会計期間の給与手当にアルバイト人件費を含めると、80,452千円となります。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年11月1日
至 平成23年1月31日)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

給与手当	100,888千円
賞与	4,095千円
賞与引当金繰入額	10,401千円
販売促進引当金繰入額	820千円
貸倒引当金繰入額	6,133千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成22年 1 月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年1月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	568,171
預入期間 3 か月超の定期預金	10,000
別段預金	346
現金及び現金同等物	<u>557,825</u>

当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成23年 1 月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年1月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	823,043
預入期間 3 か月超の定期預金	10,036
別段預金	1,271
現金及び現金同等物	<u>811,736</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年1月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年5月1日至平成23年1月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,081株

2.自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期連結 会計期間末残高 (千円)
提出会社	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (平成22年12月6日発行)	普通株式	660	-
合計			660	-

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4.配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月24日 定時株主総会	普通株式	14,529	1,600	平成22年4月30日	平成22年7月26日	利益剰余金

5.株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、中小企業間の取引を便利でスムーズに行うためのサービスを提供しており、本社にサービス別の事業本部及び子会社を置き、各事業本部及び子会社は、サービスの向上に努めながら、売上及び利益の拡大を図り、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業本部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「EC事業」及び「売掛保証事業」の2つを報告セグメントとしております。

「EC事業」は、企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」の運営を中心に、「売掛保証事業」は、企業の取引先に対する売掛債権を保証するサービスを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	EC事業	売掛保証 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,960,932	12,536	5,973,468	-	5,973,468
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	12,082	12,082	12,082	-
計	5,960,932	24,618	5,985,551	12,082	5,973,468
セグメント利益	78,959	7,199	86,159	10,820	96,979

(注)1. セグメント利益の調整額10,820千円は、セグメント間取引消去であります。

(注)2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	EC事業	売掛保証 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,121,106	12,536	2,133,642	-	2,133,642
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	12,082	12,082	12,082	-
計	2,121,106	24,618	2,145,725	12,082	2,133,642
セグメント利益	23,894	7,199	31,094	10,820	41,915

(注)1. セグメント利益の調整額10,820千円は、セグメント間取引消去であります。

(注)2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「売掛保証事業」セグメントにおいて、株式会社トラスト&グロースの株式の100%を取得し、子会社化したことにより、当第3四半期連結会計期間においてのれんが97,200千円発生しております。

4．報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日）

当社は、従来「EC事業」のみを報告セグメントとし、記載を省略しておりましたが、当第3四半期連結会計期間より、「EC事業」及び「売掛保証事業」の2つに報告セグメントを変更しております。

この変更は、当第3四半期連結会計期間より株式会社トラスト&グロースを連結子会社としたことに伴い、「売掛保証事業」が新たに加わったことによるものです。

（追加情報）

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第 3 四半期連結会計期間 (自 平成22年11月 1 日 至 平成23年 1 月31日)

株式取得による会社の買収

- 1 . 被取得企業の名称及びその事業内容、企業結合を行った主な理由、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社トラスト＆グロース
事業の内容 売掛保証事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社トラスト＆グロースは、与信管理のノウハウを保有しており、同社を子会社化し当該ノウハウを取得することが、当社の中小企業決済等の事業拡大の促進に繋がると判断したためであります。

(3) 企業結合日 平成22年11月30日

(4) 企業結合の法的形式 株式取得

(5) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率 100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式会社トラスト＆グロースの株式を100%取得したためであります。

- 2 . 四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成22年12月 1 日から平成22年12月31日まで

- 3 . 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	270,000千円
取得に直接要した費用	877千円
取得原価	270,877千円

- 4 . 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん 97,200千円

(2) 発生原因

株式会社トラスト＆グロースの企業結合時の時価純資産が取得原価を下回ったため、当該差額をのれんとして認識したことによります。

(3) 償却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

- 5 . 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

株式会社トラスト＆グロースは、平成22年10月 1 日にNISリース株式会社より会社分割（新設分割）によって設立された会社であり、影響の概算額の算定が困難であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

- 1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成23年 1 月31日)	
1 株当たり純資産額	115,380.77円

前事業年度末 (平成22年 4 月30日)	
1 株当たり純資産額	108,073.37円

2. 1 株当たり四半期純利益金額

前第3四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成22年1月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	8,455.95円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成22年1月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	76,788
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	76,788
期中平均株式数(株)	9,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-----

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	9,094.08円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成23年1月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	82,583
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	82,583
期中平均株式数(株)	9,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-----

前第3四半期会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,691.34円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	15,359
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	15,359
期中平均株式数(株)	9,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-----

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,647.60円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	33,123
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	33,123
期中平均株式数(株)	9,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-----

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

リース取引日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 3月10日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成22年5月1日から平成23年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年11月1日から平成23年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年5月1日から平成23年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社の平成23年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1． 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2． 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 3 月 9 日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成21年5月1日から平成22年4月30日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年5月1日から平成22年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成22年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1． 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2． 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。